

依頼試験・共同研究に基づく名義使用について

依頼試験(試験・分析・検査)の成績書、共同研究の報告書をもとに、カタログ、パンフレット、ホームページ等に茨城県産業技術イノベーションセンターの名称を使用する場合には、所定の手続きを行って事前の承認を得る必要があります。

- 茨城県産業技術イノベーションセンター名義使用要領
- (様式第1号)名義使用申請書

【注意事項】

- 1 依頼試験の場合は、成績書に記載された内容についてのみ名義使用できます。成績書の交付がない依頼試験の結果については、名義使用を求めることができません。
- 2 共同研究の場合は、報告書に記載された内容についてのみ名義使用できます。
- 3 審査の結果、承認できない場合がありますので事前にご相談ください。

【名義使用例】

成績書、報告書から試験データ等を広告物に転載する場合は、使用箇所に、茨城県産業技術イノベーションセンターの試験結果であること、成績書番号または報告書番号、成績書交付日または報告書発行日を明記ください。

試験データ、グラフ、写真等 茨城県産業技術イノベーションセンターの試験結果 産技セ第 号 令和 年 月 日 (交付・発行)
--

【問合せ先】イノベーション戦略部 産業連携グループ

TEL:029-293-7213 E-mail:renkei2@itic.pref.ibaraki.jp